## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	環境政策課
委託業務名	マナースポット(喫煙施設)の設置業務
委託業務場所	滋賀県大津市梅林一丁目 208 他 3 か所
概    要	JR大津駅、JR大津京駅、JR膳所駅、JR石山駅前の4か所にマナースポット(喫煙施設)を設置する。
契約期間	令和5年10月1日から令和5年10月31日まで
契約年月日	令和5年7月24日
契 約 金 額	2, 420, 000円
契約の相手方	〔所在地〕滋賀県大津市浜大津1-2-22大津商中三楽ビル3階 〔名 称〕日本たばこ産業株式会社滋賀支社
契約相手方の 選 定 理 由	マナースポットを設けた路上喫煙対策の実証実験の実施にあたっては、国内唯一のたばこ製造会社で、無償の分煙コンサルティング活動などを行う日本たばこ産業株式会社(以下「JT」という。)のアドバイスや支援を受け進めているところである。この中で、JTからマナースポットの形態について、ウエイト式パーテーションタイプの製品の提案と資材提供の申し出を受けた。提案された製品は、転倒防止対策が適切に行え、短い期間での設置が可能であること、移設も容易であること、安価に設置が可能になることから、当該製品を設置することとした。JTについては、日本国内における多くのマナースポットの設置事例を有しており、駅(設置場所)の形状に応じた最適な施工プランが提供できる事に加え、当該製品の設置にあたっても適切に施工管理し、安全に施工できる能力を有している。また、これまでから多くのアドバイスをいただいており、今後のマナースポットの運営においても支援が期待できる唯一の事業者であるため、随意契約を行う。

地方自治法施行令第167条の2第1項

根拠規定

- (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
  - 2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策 随意契約については、別途公表をしています。